

株式交換に係る事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号
および会社法施行規則第 190 条に定める書面)

2025 年 2 月 3 日

中央可鍛工業株式会社
株式会社チューキョー

2025 年 2 月 3 日

株式交換に係る事後開示事項

名古屋市中川区富川町三丁目 1 番地の 1
中央可鍛工業株式会社
代表取締役社長 武山 豊

名古屋市中川区富川町三丁目 1 番地
株式会社チューキョー
代表取締役社長 田野辺 秀和

中央可鍛工業株式会社（以下「中央可鍛工業」といいます。）および株式会社チューキョー（以下「チューキョー」といいます。）は、2024 年 10 月 29 日付で両社の間で締結した株式交換契約（以下、「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2025 年 2 月 3 日を効力発生日として、中央可鍛工業を株式交換完全親会社、チューキョーを株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行いました。

本株式交換に関する会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号および会社法施行規則第 190 条に定める事後開示事項は下記のとおりです。

記

1. 株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第 190 条第 1 号）
2025 年 2 月 3 日
2. 株式交換完全子会社における会社法第 784 条の 2、第 785 条、第 787 条および第 789 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 2 号）
 - （1） 会社法第 784 条の 2 の規定による手続の経過（株式交換の差止請求）
会社法第 784 条の 2 の規定による請求を行ったチューキョーの株主はおりませんでした。
 - （2） 会社法第 785 条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）
チューキョーは、会社法第 785 条第 3 項の規定に基づき、2024 年 11 月 27 日付で、本株式交換をする旨並びに株式交換完全親会社である中央可鍛工業の商号および住所を郵送により通知しましたが、会社法第 785 条第 1 項に基づく株式買取請求を行ったチューキョーの株主はおりませんでした。

- (3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過（新株予約権買取請求）

該当事項はありません。

- (4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過（債権者の異議）

該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条および第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 3 号）

- (1) 会社法第 796 条の 2 の規定による手続の経過（株式交換の差止請求）

中央可鍛工業は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いましたので、会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続について、該当事項はありません。

- (2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）

中央可鍛工業は、会社法第 797 条第 3 項および社債、株式等の振替に関する法律第 161 条第 2 項の規定に基づき、2025 年 1 月 9 日付で、本株式交換をする旨並びに株式交換完全子会社であるチューキョーの商号および住所を電子公告により公告いたしました。なお、中央可鍛工業は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いましたので、会社法第 797 条第 1 項の規定による請求に係る手続について、該当事項はありません。

- (3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過（債権者の異議）

該当事項はありません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）

本株式交換により中央可鍛工業に移転したチューキョーの株式の数は、本株式交換により中央可鍛工業がチューキョーの発行済株式の全部（ただし、中央可鍛工業が保有するチューキョーの株式を除きます。）を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）のチューキョーの発行済株式総数から中央可鍛工業が保有するチューキョーの株式の数を除外した 51,260 株です。

5. その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

- (1) 中央可鍛工業は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行

いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき、本株式交換に反対する旨を中央可鍛工業に通知したチューキョーの株主はおりませんでした。

- (2) チューキョーは、会社法第 783 条第 1 項の規定により、2024 年 12 月 13 日開催の臨時株主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。
- (3) 中央可鍛工業は、本株式交換により、基準時のチューキョーの株主(ただし、中央可鍛工業を除きます。)に対して、その保有するチューキョーの普通株式 1 株につき中央可鍛工業の普通株式 5.1 株の割合をもって、中央可鍛工業の普通株式を割当交付いたしました。なお、中央可鍛工業が割当交付した中央可鍛工業の普通株式の合計は、261,426 株です。
- (4) 本株式交換による、中央可鍛工業の資本金および準備金の額の増減はありません。

以上